

第2章 住む歓びが実感できる人間都市

ともにめざす目標指標

区分	指標名	後期計画				
		現況	年度	目標	年度	備考
快適で安全な暮らしがあるまちづくり	下水道普及率	99.5%	H22	⇒ 約 100%	H28	
	犯罪発生件数	80 件	H22	⇒ 70 件	H28	
	交通事故発生件数	31 件	H22	⇒ 20 件	H28	
自然と共生するまちづくり	1 人当たりのごみ排出量	282kg /人・年	H22	⇒ 270kg /人・年	H28	可燃ごみ、不燃ごみ
	ごみのリサイクル量	393t	H22	⇒ 410t	H28	町内資源回収団体によるリサイクル量含む
誰もが快適なまちづくり	公園・広場の 1 人当たり整備面積	3.8 m ² /人	H22	⇒ 4.0 m ² /人	H28	

1 ふるさとの風土を大切にするまちづくり

◆現状と課題

＜水と緑のまちづくり＞

○本町では第1次総合計画以来、「住む歓びが感じられるまちづくり」を基本理念として掲げ、特に、本町の恵まれた都市環境であり、貴重な資源である「水と緑」を活かしたまちづくりを推進してきました。

しかしながら、住民や本町を訪れる人々にとって、この「水と緑豊かな都市」を十分に実感できるには至っておらず、本町の個性として確立していくことが重要です。

○本町のこれからまちづくりにおいては、「水と緑」を最大の素材として、本町に暮らす人々や本町を訪れる人々が、真に実感できるまちとしての個性と魅力の形成が重要な課題となっています。

○特に、生活空間に水と緑を活かし、身近に豊かな緑や花を感じる空間を創り出すことが重要であるとともに、それらがネットワーク化し、まち全体が季節感あふれる彩り豊かな美しい風景を描き出すことが重要です。

○そのためには、住民一人ひとりが身近な所で、緑や花を育て、その行動のなかでの花と緑の名所づくりやネットワーク化を進めていく気運の醸成としくみづくりが必要です。

＜季節のイベントの振興や歴史的環境の継承＞

○本町の誇るべき地域資源である島の山古墳や寺川、曾我川、飛鳥川、大和川の自然、先人達が積み重ね創りあげてきた歴史風土をまちづくりに活かした自然・歴史が調和した都市空間を形成するとともに、「面塚さくらまつり」や「結崎観世会のたなばたの会」「夏まつり」など季節感あふれる祭りやイベントを盛んにし、暮らしのなかで四季を満喫できるまちづくりを進めていくことも必要です。

◆共にめざす目標

- 生活空間に水と緑を取り込み、花と緑豊かな都市が実感できるまちづくりを進めます。
そのため、緑のシンボルとしての緑化拠点整備など点としての整備、緑のネットワークなど線としての整備、それらが重なり合い、まち全体が緑の豊かさを表現する面としての整備を進めます。
- 水や花、緑を活かした都市空間整備のために、住民自らが主体的に参加するしくみづくりを進めます。
- また、島の山古墳や寺川、曾我川、飛鳥川、大和川という恵まれた地域資源を活かし、水と緑の都市の創造と再生を図ることによって、まちの個性と魅力を形成します。

◆施策

1 緑あふれる都市空間づくり

(1) 緑のシンボルづくり

本町の緑のシンボルとして、豊かな景観と潤いをもたらす、緑のある道のネットワーク化を図ります。さらに、中心市街地において緑化推進を図るとともに、公園や他の公共施設などにおける緑化促進に努め、その指針づくりを検討します。

また、既存の街路樹や緑化施設の適切な維持管理などに努めます。

(2) 花と緑のまちづくり

身近な花や緑は生活に潤いとやすらぎを与え、さらには、まちの魅力・個性へつなげるために、花と緑豊かなまちの実現を図ります。

そのため、住民との協働によって緑の情報交流、地域の緑化推進、緑化住民団体との連携などによる「住民とつくる花と緑のまちづくり」を積極的に推進します。

2 多自然地域の創造

(1) 緑豊かで、多様性豊かな地域づくり

寺川、曾我川、飛鳥川から大和川に至る結崎・吐田・梅戸・唐院・保田地区は、水と緑豊かな農村地域などの恵まれた多くの自然地域資源をはじめ、島の山古墳、比売久波神社など歴史性豊かな地域資源、さらには、貝ボタン産業など豊かな緑と多様性を有する地域であることから、民間や地域住民との連携や協働を基本に、多様性豊かな地域づくりを進めます。

(2) 四季の里づくり

本町の誇る結崎面塚公園、島の山古墳周辺の自然環境や河川環境は、野生動植物の生息の場として、また、住民共有の憩いの場として貴重な資源です。

これらの地域の機能を保全・充実しながら、環境教育や野外教育の場としての利用も図るとともに、住民自らの河川環境の保全活動や緑地づくり活動への支援に努め、季節の彩りや多様な機能を持つ「四季の里」づくりを推進します。

3 水辺空間の利用と再生

寺川、曾我川、飛鳥川と大和川が流れる本町において、河川環境は、生物の生育・生息の場、余暇・スポーツ・観光などの利用の場、自然体験の場、四季折々に変化する美しい自然環境として地域の風土・文化を形成する場と位置づけ、その水辺空間の利用と再生を図ります。

特に寺川、曾我川、飛鳥川については、本町の「水」のシンボルとして、国や県等と連携して学習機能や観光機能など多様な機能の活用と再生に努めます。

4 季節のイベントの振興

恵まれた自然や歴史を素材に、春の面塚さくらまつり、夏の結崎観世会のたなばたの会・夏まつり、秋のスポーツカーニバル・文化祭など四季折々の祭りやイベントは、本町の美しく豊かで穏やかな四季を表現し、町の内外から多くの人々の参加があります。

また、六郷神社「子出来おんだ祭り」などの地域に根ざした個性豊かな祭りは、郷土愛

を醸成するコミュニケーションの場となっていることから、これら四季折々のイベント、祭りを振興し、季節感豊かなまちづくりを推進します。

5 魅力ある歴史環境の未来への継承

(1) 文化財を守り伝える

埋蔵文化財については、県との連携を図りながら発掘調査の効率化、迅速化を図り、重要な遺跡などについては史跡指定などを行い、その整備活用を図ります。

また、必要に応じ、有形、無形文化財の調査と適切な保存管理を行うとともに、民俗その他の文化資源の掘り起こしを進めます。さらに、出土品の調査研究、埋蔵文化財保存の普及と啓発などに努めます。

(2) 文化財に親しむ

考古資料展などにより、町内文化財を紹介し、文化財保護の普及啓発を図り、住民に文化財に親しむ機会を提供します。さらに、文化財保護団体などの育成を図ります。

(3) 文化財を暮らしに活かす

住民が身近な場所で歴史を感じながら暮らすことのできるまちづくりをめざします。

古代律令制時代における聖徳太子の通学道とされる「筋違い道」、島の山古墳とその周辺の整備など、貴重な物件は指定等を行うなど、歴史的文化遺産を整備し、保存活用を図ります。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
街路樹ネットワークづくり事業	緑の基本計画に位置づけられた、緑のシンボルとなる街路樹ネットワークを計画的に整備します。
花と緑のまちづくり事業	今までの行政主導の「緑」整備から、住民・企業・団体・地域など、住民参画システムへの転換を図るための環境整備、基盤整備を行います。
緑豊かな多様性豊かな地域づくり事業	島の山古墳とその周辺等の多様な資源を活かして「緑」をメインコンセプトとした、まちづくり振興を図ります。

2 快適で安全な暮らしがあるまちづくり

◆現状と課題

＜都市基盤・生活基盤＞

○快適で利便性の高い都市基盤、生活基盤の整備が相当の水準まで進んだなかで、今後は暮らしのなかに潤いを創り出すための生活基盤整備を図ります。

○生活に身近な生活道路や公共下水道、上水道やガス等のライフラインについては、快適な生活を支える土台として、県との連携を図りながら引き続き着実に整備していくことが必要です。

○これから的生活様式においては、自然環境への負荷をできるだけ少なくすることが求められており、総合的な生活排水処理が重要になっています。

○これからのまちづくりにおいては、これまでのストックを有効に活用することが求められており、一定の公共施設整備がなされ、都市機能が集積する既成市街地について、土地の有効利用を図るとともに、ゆとりある空間を生み出していくことが重要です。

○少子・高齢化や交通・通信網の整備とモータリゼーションの進展にともない住民生活における社会環境は、大きく変化してきており、住民自らが主体的に参画して、自然的環境や田園景観を保全しながら、それらと調和した定住環境の充実が求められます。

○駅や駅前広場をはじめ、市街地においては、子供からお年寄りまで安心して利用できるよう、歩道の段差解消や幅員の拡幅、歩道と車道の明確な区分、ゆとりや潤いを生むオープンスペースの創出・形成など、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりが求められます。

<まち並み景観>

○個性豊かで美しいまち並み景観の形成は、住民や企業、行政が一体となった美しいまち並みづくりへの持続的な取り組みが求められます。

<防災体制・安全対策>

○快適な住民生活は、安全で、安心できる暮らしを土台にして成り立つものであり、災害を未然に防ぎ、また災害が起こった時は、被害を最小限に抑える災害に強い都市づくりが求められています。

○生活様式の変化や都市化の進展に対応して、交通事故や犯罪等の社会的災害の発生防止や救急体制への取り組みが必要です。

◆上水道（各年度3月31日現在）

項目		年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政区域内人口	人	9,283	9,190	9,071	8,958	8,862	
給水区域内人口	人	9,283	9,190	9,071	8,958	8,862	
給水人口	人	9,283	9,190	9,071	8,958	8,862	
給水戸数	戸	3,387	3,392	3,401	3,361	3,376	
有効水量	生活用	³ m／年	914,158	891,125	872,331	858,849	864,828
		³ m／日	2,505	2,441	2,390	2,353	2,369
		ℓ／日／人	270	266	263	263	267
	業務営業用	³ m／年	27,413	24,606	24,208	16,916	20,551
		³ m／日	75	67	66	46	56
	工場用	³ m／年	128,165	132,962	109,884	79,731	91,658
		³ m／日	351	364	301	218	251
	その他	³ m／年	21,478	15,819	15,865	18,199	9,602
		³ m／日	59	43	43	50	26
	小計	³ m／年	1,091,214	1,064,512	1,022,288	973,695	986,639
		³ m／日	2,990	2,916	2,801	2,668	2,703
	有効無収水量	³ m／年	62,000	50,000	60,000	65,000	40,000
		³ m／日	170	137	164	178	110
	計	³ m／年	1,153,214	1,114,512	1,082,288	1,038,695	1,026,639
		³ m／日	3,159	3,053	2,965	2,845	2,813
無効水量		³ m／年	12,419	6,877	7,789	7,362	6,264
		³ m／日	34	19	21	20	17
総給水量		³ m／年	1,165,633	1,121,389	1,090,077	1,046,057	1,032,903
一日平均給水量		³ m／日	3,194	3,072	2,987	2,866	2,830
一人一日平均給水量		ℓ／日／人	344	334	329	320	319
一日最大給水量		³ m／日	3,780	3,571	3,540	3,261	3,548
一人一日最大給水量		ℓ／日／人	407	389	390	364	400
有効率		%	93.6	94.9	93.8	93.1	95.5
有効率		%	98.9	99.4	99.3	99.9	99.4
施設利用率		%	53.2	51.2	49.8	47.8	47.2
最大稼働率		%	63.0	59.5	59.0	54.4	59.1
負荷率		%	84.5	86.0	84.4	87.9	79.8

◆下水道（平成23年3月31日現在）

①行政区域人口 (人)	②処理区域 人口 (人)	③水洗化 人口 (人)	②／① (%)	③／② (%)
8,862	8,809	8,289	99.4	94.1

◆共にめざす目標

○これからの中づくりにおいては、住民の主体的参加による住み良い住環境の形成や美しいまち並みの実現等、地区レベルの総合的なまちづくりを進めていくことが重要であり、まちづくりに地区計画制度の導入を検討します。

○全町的土地利用との整合を前提に市街化調整区域においても地区計画制度などによる都市的住環境整備を進めるとともに、農村集落地域においても、農業生産基盤や田園景観保全との調和を図りながら、快適な住機能整備を進めます。

○美しいまち並み景観の形成には、自然や歴史・文化と調和したまち並み全体から受ける風情が重要な要素であり、公共施設はもとより民間施設の建設にあたっても、住民の主体的な取り組みを促し、行政と住民が一体となった美しいまち並みの形成を図ります。

○防災や救急救命については、住民一人ひとりや地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、住民・地域・企業等やボランティア団体と行政が一体となった地域防災力の向上のため、総合的な防災体制づくり、人づくり（自主防災組織など）、拠点づくりを展開します。

◆施策

1 快適で潤いある都市基盤・生活基盤の整備

(1) 生活道路の整備

生活に最も身近な生活道路については、安全で快適な道路空間の整備、安心して通行できる交差点への改良等を推進します。また、円滑な交通を確保するための適正かつ効率的な維持管理に努めます。

(2) 総合的な生活排水処理の推進

県内第1位の普及率を誇る公共下水道については、今後、下水道長寿命化計画を策定し、それに基づいて町内全体の効果的、総合的な生活排水処理対策を進め、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。

(3) 快適な住宅の整備

公営住宅等長寿命化計画に基づき、適正な修繕を行い建物の劣化を抑えると共に、室内段差の解消や手すりの設置等、高齢者、障害者に配慮した改善に努め、快適で質の高い生活空間の提供を図ります。

(4) 安定的な水道の供給

水道については快適な住民生活のためのライフラインとして、県との連携を図りながら長期安定供給の確保に努めるとともに、耐震管の導入など、危機管理体制の確立を図ります。また、水道事業については公営企業としての経営基盤強化のため、事業推進方法の見直し、民間活力の活用などを図ります。

(5) 快適居住空間の形成

市街化区域内未利用地については、宅地化促進のための施策による有効な土地利用を促進します。併せて、土地区画整理事業などが実施された地区においては地区計画などを定め、良好な住環境が将来まで受け継がれるように努めます。

また、市街化調整区域においては全町的土地利用との整合を前提に、特に、農村集落地域や高齢化の進行のなかでコミュニティの維持が懸念されている地域については、地域の主体的な取り組みによる集落地域等整備事業により快適な生活環境の整備を図ります。

(6) 快適な都市空間の整備

本町の玄関口である結崎駅周辺の整備を進め、公共交通機関の利便性の向上に努めます。また、住民の暮らしの基盤である駅前周辺道路についても、高齢者や障害のある人等交通弱者が利用しやすく、安全性の高いユニバーサルデザインに配慮したゆとりある、安全で快適に暮らせる道路整備に努めます。

2 魅力ある都市景観づくり

美しいまち並み形成など、都市景観に対する高い住民意識に応え、未来へ向けて個性的で美しい都市景観を創るため、景観形成基本計画の策定を検討します。

3 安心・安全なまちづくり

(1) 総合的な防災体制づくり

災害に強い安全なまちづくりを進めるためには、防災基盤の整備はもとより、住民の防災意識の高揚が重要であり、住民を対象とした防災教育や住民参加のもとでの防災訓練、救命講習会等の実施によって救急現場に居合わせた場合に、傷病者に適切な応急処置ができる住民の養成など、「自分たちの地域・財産・命は自分たちで守る」という自主防災意識の向上を図ります。また住民が主体となった自主防災会・自治会・磯城婦人防災クラブ等を中心とした自主防災体制の編成、リーダーの養成に取り組み、住民参加による地域の防災ネットワークづくりの充実を進めます。

(2) 救急・消防防災体制の整備

高度化・複雑化する救急・消防業務に対応していくために資機材の充実や、職員などの知識、技能の充実強化等、体制整備を進めます。また、救急・消防防災体制基盤の充実を図るために各地域の拠点整備を順次進め、防災拠点として整備を進めます。

(3) 治水の充実

大和川については、国・県との緊密な連携により、河川改修を促進します。併せて、町内中小河川の流域を対象とした総合的な浸水対策を進めることで浸水被害の早期軽減を図ります。

(4) 交通安全対策の推進

子どもや高齢者等の交通弱者保護の取り組みとして、交通安全教育を通じた住民一人ひとりの安全意識の啓発を図るとともに、安全かつ快適な交通環境を確保するための施設整備や交通事故防止対策を推進します。また、放置自転車対策、迷惑駐車対策等も含めた総合的な交通安全対策を実施します。

(5) 防犯体制の強化

犯罪のない安心・安全で住みよいまちをつくるため、各自治会、見守り隊や田原本警察署等との連携を密にした自主防犯意識の啓発や、家庭、地域、職場、行政が一体となった地域に密着した防犯活動を推進します。

(6) 安心・安全ネットワークシステムの運用

本町、田原本警察署、磯城消防署と学校及び幼稚園並びにその保護者と防犯や防災等の情報をリアルタイムで配信する「川西町コスモス安全メール」の活用によって、子どもたちの安全と安心の確保に取り組んでおり、自治会や婦人会等における地域のコミュニティ手段としての活用や、近隣市町村への展開を図ることにより、更なる利用者の拡大をめざしていきます。これらを通じて、地域の安心安全をさらに高め、また、今後も「川西町コスモス安全メール」の運用と機能充実に努めます。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
交通渋滞緩和対策事業	右・左折待ち、踏切の形状により渋滞を招いている交差点を改良することにより、スムーズな通過交通の確保と歩行者の安全確保を図ります。
総合的な生活排水処理事業	公共用水域の水質を保全し、居住空間の快適性を高めるため、地域特性に応じた効果的効率的な生活排水処理事業を進めます。 ・公共下水道事業 ・水質改善下水道事業
市街化区域内未利用地等整備事業	市街化区域内の未利用地等について、合理的な土地利用の促進並びに、地域の主体的な取り組みを支援するために、宅地化など促進のための施策を充実して有効利用を図ります。
集落地区等整備事業	市街化調整区域内において、地域の主体的取り組みと協働し、集落地区などの生活環境整備を図ります。
地域防災組織等推進事業	住民に対する防災知識の普及啓発、救命処置ができる住民の養成、地域や事業所での自主防災体制の整備、災害支援ボランティアとの連携強化などを通じ、地域ごとの防災ネットワークづくりを促進します。
救急・消防防災拠点整備事業	救急・消防防災体制基盤の充実のため、地域の拠点施設の整備を行います。
水道設備整備事業	水道施設の耐震化及び設備の整備充実を行います。
総合治水対策事業	大和川の浸水対策などを国や県との緊密な連携のもとに進め、町内中小河川についても、浸水対策基本計画を策定し、「水害に強いまちづくり」のための効果的な整備を図ります。特に、低地地域において被害が集中する大和川等について、浸水対策を進めます。また、災害時での、生活用水及び飲料水の確保に努めます。

3 自然と共生するまちづくり

◆現状と課題

＜環境保全＞

○今日の資源やエネルギーを大量に消費する社会は、便利で豊かな生活をもたらした反面、地球温暖化現象など地球規模での環境問題を引き起こしています。今後は、これら地球規模での環境問題を地域問題として捉え、住民一人ひとりが省エネルギー・省資源化等の環境に配慮した生活様式に転換することが求められています。

＜ごみ対策＞

○廃棄物処理対策が大きな課題となるとともに、空き缶などのポイ捨てが地域社会の環境美化にとって大きな問題となっています。このポイ捨ては、事業者と消費者の流通システムのなかでその防止を考えていくことも重要ですが、一方では、モラルやマナーの問題であると同時に、地域への愛着心や帰属感の希薄化に起因しているとも考えられます。

今後、これらポイ捨てなどによる散乱ごみのない清潔で快適なまちにするためには、子どもの頃からの環境教育、啓発を重点的に行うとともに、住民一人ひとりが考え、行動する住民参加の地域社会システムを構築していく必要があります。

○本町は従来より、ごみの分別収集の細分化や有料指定袋制度を実施し、さまざまなおみの減量やリサイクルに取り組んでいます。「家庭ごみ分別の手引き」という冊子を配布し、そのなかでごみを減らす3つのキーワードとして、リデュース（発生抑制）ごみとなるものを減らす、リユース（再使用）できるだけ繰り返し使う、リサイクル（再生利用）資源として再利用する、これらを3Rと称し、住民・事業者に対し啓発に努めています。しかしながら、今後予想されるごみ排出量の増大傾向に対処するため、住民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たしながら、連携していくことにより、一層のごみ減量やリサイクルを進めていくことが必要です。

◆ごみ排出量 (各年度末集計、単位: t)

	可燃ごみ	不燃ごみ	飲料缶	プラスチック	合 計
平成18年度	2,074	299	13	93	2,479
平成19年度	1,902	242	6	68	2,218
平成20年度	1,881	227	5	54	2,167
平成21年度	1,744	251	8	54	2,057
平成22年度	1,551	144	8	55	1,758

※町收集搬入量

◆共にめざす目標

○地球環境の問題を地域問題として捉え、住民一人ひとりが省エネルギー・省資源化などの環境に配慮した行動を行う生活様式への転換を促し、資源循環型の地域社会をつくりあげるため、環境基本計画の策定を検討するとともに、実効ある施策を推進します。

○ポイ捨てをしない人づくりのための学習・啓発活動を行うとともに、ポイ捨てさせない環境づくりのための美化・清掃活動を促進し、散乱ごみのない清潔感あふれるまちづくりを進めます。このため、川西町環境美化促進条例の制定を検討し、その充実・強化を図ります。

○資源循環型地域社会をめざした都市づくりを進めるため、特に増加傾向にある事業系ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、生ごみの堆肥化などにも取り組みます。

○排出段階でのごみの抑制と分別の徹底によるごみ減量を推進する施策を積極的に展開します。また、その実施にあたっては家庭系ごみ・事業系ごみを問わず全ての排出者を対象とし、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を明確にとらえ、排出量抑制を図ります。

○行政として一般廃棄物の収集・運搬・処理・処分を行う責務を果たすため、総合的なりサイクル関連施設に投資するとともに、長期的な視点に立って、自然環境に対する負荷を最小限にした安全で安心な中間処理施設及び最終処分施設に必要に応じて出資します。

○太陽光、バイオマス等の自然エネルギーの活用によって省電力、省資源を促進するためには、公共施設や事業所の省資源化や農地の有効活用に向けた研究に取り組み、本町に適した自然エネルギーの導入など、循環型社会に向けた取り組みを進めます。

◆施策

1 環境に配慮したまちづくり

住民・事業者・行政との協働によって、省エネルギー・省資源の生活様式への転換を促進するための環境教育や啓発活動の充実を図ります。また、太陽光、バイオマス等の自然エネルギーの導入に向けた研究など、循環型社会に向けた取り組みを進めます。

2 生活環境の保全と向上

(1) 環境美化活動の促進

ポイ捨てをしない、させない意識を高め、美しいまちづくりへの参画を促すため、住民・事業者・関係機関等の協力を得ながら、地域の一斉清掃活動や環境美化モデル地区の指定による環境美化・清掃活動などを促進します。

(2) 公害のないまちづくり

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下などを防止する対策として、調査・監視や指導の徹底とそれらの発生源に対する未然防止対策を行います。また、廃食用油を利用したリサイクル石鹼の製造・使用の推進など水質保全対策を推進します。

(3) 衛生的な生活環境づくり

空き地の適正管理指導や動物の適正飼育の啓発事業を推進するとともに、地域や関係団体における環境衛生活動の支援などを行い、公衆衛生の向上を図ります。また、し尿収集業務の円滑化を図るため、し尿収集事業者に対し適正な指導を行いつつ連携を保ち、住民サービスの向上を図ります。

3 ごみ減量・リサイクルの推進

ごみ問題については、住民・事業者・行政（本町と県）が連携し、ごみの削減に取り組むよう啓発に努めます。また、生ごみ容器購入助成事業を継続し、更なるごみ減量・リサイクルの推進と限られた資源の有効活用を図ります。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
環境美化推進事業	川西町環境美化促進条例の制定を検討し、ごみの減量・リサイクル活動の充実、強化を図り、資源回収団体に対する助成金交付事業、清掃活動助成金交付事業、また、無料のボランティア袋の提供等を継続して推進します。
ごみ減量・分別リサイクル推進事業	住民、事業者、行政が一体となりごみの減量、分別収集、リサイクル活動を推進します。特に徹底した資源ごみの分別、生ごみ堆肥化容器購入助成事業制度の活発な活用を行います。
リサイクル関連事業	資源の保管、リサイクル体験、住民への情報提供・学習・情報交換などの機能を持つ施設や収集基地を総合的に整備します。

4 誰もが快適なまちづくり

◆現状と課題

＜ふれあいのある地域づくり＞

- モータリゼーションの普及や地域コミュニティの衰退などによって、人々のコミュニケーションや対話の機会が失われつつあります。
- コミュニケーションの希薄化は、相互理解や地域における協働・連帯意識の希薄化をもたらし、特に子ども達の成長過程における対人関係の習得を阻害する要因となっています。
- 他方、高齢化が進行するなかで、高齢者や障害者が自立した生活を送るために、外で自由に活動できる生活基盤の整備が求められています。
- 子どもや高齢者、障害者をはじめとする全ての人達が、外で安心して生き生きと活動する地域コミュニティを促進する生活空間の整備が重要になっています。

◆共にめざす目標

- 子ども達や家族、高齢者、障害者が、安心して外で遊び、活動することの楽しさが実感できる場を、生活の身近に作り出します。
- 公園などの整備については、島の山古墳史跡公園化を推進するとともに、生活に身近な街区公園整備や未利用地、境内等を活用した、生活に身近な広場を整備する等、子ども達が地域コミュニティで遊び集える場の形成を図ります。
- 歩行者や自転車での移動が安全で快適にできる環境整備を着実に進め、自動車を中心とした行動様式から、徒歩や自転車で暮らしやすいまちづくりへの転換を促進します。

○住宅地においては、通過交通の締め出しや車の速度を低下させることで、道路空間が歩行者、生活者優先の安全快適な空間となるように整備を進めます。

また高齢者や障害者等の外での活動を促進するために、安全な移動を確保するためのバリアフリーの整備を進めます。

◆施策

1 公園の整備

(1) 住民が集う公園の整備

都市基幹公園などは、世代を超えて楽しめる空間であるとともに、本町の都市魅力創出につながるものであり、結崎面塚公園、島の山古墳史跡公園、寺川河川敷における親水公園などの充実・整備を進め、住民の休息、スポーツ・レクリエーションの場を提供するとともに、広域的都市魅力の創出を図ります。

(2) 生活のなかにある公園の整備

生活に身近な空間である街区公園については、潤いと親しみのある緑地空間、地域コミュニケーションの場として、計画的に整備していくとともに、適切な維持管理に努めます。

また、生活の身近な場所にある遊休地や公的なスペースを利用し、地域が主体となった取り組みとして、子ども達が自由に遊べる広場や地域コミュニティが集える広場整備や活用を促進します。

2 歩きたくなる道づくり

(1) 安全で快適な歩行空間の整備

歩行者や自転車の安全で快適な移動空間である自転車歩行者道整備を進め、日常生活のなかで屋外を安心して楽しめる空間形成を図ります。

(2) 歩車共存空間の整備

コミュニティ道路などの整備を計画的に進めるとともに、車という交通手段を維持しつつ、住宅地の道路本来の機能である生活空間を取り戻すため、車の低速化を図るなどの対応を図ります。

3 自転車が似合うまちづくり

(1) 自転車に乗りやすい環境の整備

比較的近距離の移動においても、自動車による移動に頼りがちな生活様式を見直し、自転車を利用しやすい都市づくりを進め、さらには子どもや高齢者等が自転車で安全に移動できる環境を確保するため、奈良県自転車利用促進計画と整合しながら、モデル地区の設定などの検討を行い、自転車道や駐輪場等の利用促進を図ります。また、近鉄結崎駅付近について、放置自転車などを解消し安全な交通空間の確保に努めます。

(2) 自転車利用の促進

自転車の積極的な利用と、利用にあたってのモラル向上を図るため、住民意識の啓発に努めるとともに、ボランティア活動と連携して、自転車利用を促進します。

4 ユニバーサルデザインのまちづくり

(1) 歩行空間のバリアフリー化の推進

ユニバーサルデザインの理念に基づいて、高齢者、障害者等をはじめ、すべての住民が社会参加できるまちづくりの取り組みとして、民間をも含めた施設整備、建築物の改善等を進めます。

また、誰もが、気軽に外出し、活動できる道路環境を整備するため、結崎面塚公園や島の山古墳周辺等を重点的に歩行空間のバリアフリー化を図ります。

さらに、誰もが利用しやすく、わかりやすい行政情報配信サービスに努めます。

(2) 外出が困難な住民に対する交通手段の検討

高齢者や障害者をはじめとした一人では外出が困難な住民に対する日常の交通手段について住民ニーズに基づいた具体的な検討を進めます。

■主な実施事業

事業名称	事業内容
コミュニティ施設等整備事業	住宅地、商業地において、コミュニティ道路などの整備を計画的に進め、車の低速化を図るとともに道路空間を歩行者優先の安全で快適な空間にします。
バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業	誰もが快適に、安心して活動できるように、歩行空間の整備とバリアフリー化を進めます。
地域公共交通整備研究事業	外出が困難な高齢者や障害者とともに一般住民にとって、本町にふさわしい公共交通について、住民ニーズ調査及び運営のあり方等を検討します。

